

佐賀県規則第27号

佐賀県土木事務所設置規則の一部を改正する規則

佐賀県土木事務所設置規則（昭和29年佐賀県規則第67号）の一部を次のように改正する。

次の表に掲げる規定の改正部分は、下線の部分である。

改正前	改正後
<p>(組織)</p> <p>第3条 略</p> <p>2 前項の課のほか、佐賀、東部、唐津及び伊万里の各土木事務所に建築課を、唐津及び伊万里の各土木事務所に港湾課を、杵藤土木事務所に九州新幹線西九州ルート整備推進室を置く。</p> <p>3・4 略</p> <p><u>5 東部及び杵藤の各土木事務所にあつては、第1項に規定する管理課に代えて次の課を置く。</u></p> <p> <u>管理第一課</u></p> <p> <u>管理第二課</u></p> <p><u>6 東部及び杵藤の各土木事務所にあつては、第1項に規定する用地課に代えて次の課を置く。</u></p> <p> <u>用地第一課</u></p> <p> <u>用地第二課</u></p> <p><u>7 東部及び杵藤の各土木事務所にあつては、第1項に規定する工務課に代えて次の課を置く。</u></p> <p> 工務第一課</p> <p> 工務第二課</p> <p><u>8 唐津土木事務所にあつては、第1項に規定する工務課に代えて次の課を置く。</u></p> <p> <u>道路整備課</u></p> <p> <u>河川課</u></p>	<p>(組織)</p> <p>第3条 略</p> <p>2 前項の課のほか、佐賀、東部、唐津及び杵藤の各土木事務所に建築課を、唐津及び伊万里の各土木事務所に港湾課を、杵藤土木事務所に九州新幹線西九州ルート整備推進室を置く。</p> <p>3・4 略</p> <p><u>5 東部、唐津及び杵藤の各土木事務所にあつては、第1項に規定する工務課に代えて次の課を置く。</u></p> <p> 工務第一課</p> <p> 工務第二課</p>

改正前	改正後
<p>(分掌事務)</p> <p>第4条 各課の分掌事務は、次のとおりとする。ただし、伊万里土木事務所の工務課の分掌事務にあっては、港湾関係を除く。</p> <p>総務課 略</p> <p>管理課</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) 道路、河川及び海岸の管理に関すること。</p> <p>(2)の2～(8) 略</p> <p>(9) 建築基準法(昭和25年法律第201号)に関すること(杵藤土木事務所に限る。次号から第16号までにおいて同じ。)。</p> <p>(10)～(18) 略</p> <p>(19) 佐賀県福祉のまちづくり条例(平成10年佐賀県条例第7号)に関すること(適合証の交付請求、新築等の届出及び工事完了の届出の受理並びに届出に係る指導及び助言に関する事務に限る。ただし、佐賀、東部、唐津及び伊万里の各土木事務所にあつては、建築物に係るものを除く。)。</p> <p>(20) 建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律(平成12年法律第104号)に関すること(佐賀、東部、唐津及び伊万里の各土木事務所にあつては、建築工事に係るものを除く。)。</p> <p>用地課 略</p> <p>工務課</p> <p>(1)～(4) 略</p> <p>(4)の2 <u>井手口川ダムの建設に関すること(伊万里土木事務所に限る。)。</u></p>	<p>(分掌事務)</p> <p>第4条 各課の分掌事務は、次のとおりとする。ただし、伊万里土木事務所の工務課の分掌事務にあっては、港湾関係を除く。</p> <p>総務課 略</p> <p>管理課</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) 道路、河川及び海岸の管理に関すること(唐津土木事務所にあつては、<u>道路、河川及び海岸の維持及び修繕に関することを含む。)。</u></p> <p>(2)の2～(8) 略</p> <p>(9) 建築基準法(昭和25年法律第201号)に関すること(伊万里土木事務所に限る。次号から第16号までにおいて同じ。)。</p> <p>(10)～(18) 略</p> <p>(19) 佐賀県福祉のまちづくり条例(平成10年佐賀県条例第7号)に関すること(適合証の交付請求、新築等の届出及び工事完了の届出の受理並びに届出に係る指導及び助言に関する事務に限る。ただし、佐賀、東部、唐津及び杵藤の各土木事務所にあつては、建築物に係るものを除く。)。</p> <p>(20) 建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律(平成12年法律第104号)に関すること(佐賀、東部、唐津及び杵藤の各土木事務所にあつては、建築工事に係るものを除く。)。</p> <p>用地課 略</p> <p>工務課</p> <p>(1)～(4) 略</p>

改正前	改正後
<p>(5) 略</p> <p>2～6 略</p> <p>7 <u>東部土木事務所の管理第一課及び管理第二課の分掌事務は、次のとおりとする。</u></p> <p><u>管理第一課</u> 第1項の管理課の分掌事務に掲げる事務（<u>管理第二課の所掌に係る地域以外における事務に限る。</u>）に関する<u>こと。</u></p> <p><u>管理第二課</u> 第1項の管理課の分掌事務に掲げる事務（<u>神崎市及び神埼郡における事務に限る。</u>）に関する<u>こと。</u></p> <p>8 <u>東部土木事務所の用地第一課及び用地第二課の分掌事務は、次のとおりとする。</u></p> <p><u>用地第一課</u> 第1項の用地課の分掌事務に掲げる事務（<u>用地第二課の所掌に係る地域以外における事務に限る。</u>）に関する<u>こと。</u></p> <p><u>用地第二課</u> 第1項の用地課の分掌事務に掲げる事務（<u>神崎市及び神埼郡における事務に限る。</u>）に関する<u>こと。</u></p> <p>9 略</p> <p>10 唐津土木事務所の<u>道路整備課及び河川課</u>の分掌事務は、次のとおりとする。</p> <p><u>道路整備課</u> 第1項の工務課の<u>分掌事務</u>に掲げる事務（<u>河川課及び港湾課の所掌に係る事務を除く。</u>）に関する<u>こと。</u></p> <p><u>河川課</u></p>	<p>(5) 略</p> <p>2～6 略</p> <p>7 略</p> <p>8 唐津土木事務所の<u>工務第一課及び工務第二課</u>の分掌事務は、次のとおりとする。</p> <p><u>工務第一課</u> 第1項の工務課の<u>第1号から第3号まで及び第5号</u>に掲げる事務（<u>工務第二課の所掌に係る地域以外における事務に限る。</u>）に関する<u>こと。</u></p> <p><u>工務第二課</u></p>

改正前	改正後
<p>第1項の工務課の分掌事務に掲げる事務（河川事業及び海岸事業に関する事務に限る。）に関する事。</p> <p>11 佐賀、東部、唐津及び伊万里の各土木事務所の建築課の分掌事務は、次のとおりとする。 建築課 略</p> <p>12 略</p> <p>13 杵藤土木事務所の管理第一課及び管理第二課の分掌事務は、次のとおりとする。 管理第一課 第1項の管理課の分掌事務に掲げる事務（管理第二課の所掌に係る地域以外における事務に限る。）に関する事。 管理第二課 第1項の管理課の分掌事務に掲げる事務（鹿島市、嬉野市及び藤津郡における事務に限る。）に関する事。</p> <p>14 杵藤土木事務所の用地第一課及び用地第二課の分掌事務は、次のとおりとする。 用地第一課 第1項の用地課の分掌事務に掲げる事務（用地第二課の所掌に係る地域以外における事務に限る。）に関する事。 用地第二課 第1項の用地課の分掌事務に掲げる事務（鹿島市、嬉野市及び藤津郡における事務に限る。）に関する事。</p> <p>15・16 略</p>	<p>第1項の工務課の第1号から第3号まで及び第5号に掲げる事務（唐津市（松浦川以西の地域で浜玉町、七山、巖木町、相知町及び北波多の区域を除く地域に限る。）及び東松浦郡における事務に限る。）に関する事。</p> <p>9 佐賀、東部、唐津及び杵藤の各土木事務所の建築課の分掌事務は、次のとおりとする。 建築課 略</p> <p>10 略</p> <p>11・12 略</p>

附 則

この規則は、平成27年4月1日から施行する。